（検査局総務課統括検査官（第九部門））同　星野　博昭
検査局総務課統括検査官（第五部門）を命ずる
（検査局総務課統括検査官（第十部門））同　平林　清晴
検査局総務課統括検査官（第九部門）を命ずる
（検査局総務課特別検査官（第十五部門））同　椋　正寛
検査局総務課統括検査官（第十四部門）を命ずる
（検査局総務課統括検査官（第十七部門））同　栗原　一
検査局総務課統括検査官（第十六部門）を命ずる
（検査局総務課特別検査官）同　武藤　制揮
検査局総務課統括検査官（第十九部門）を命ずる
（検査局総務課統括検査官（第二十一部門））同　網干　立身
（検査局審査課審査企画官）同　古瀬　保弘
検査局総務課統括検査官を命ずる（各通）
（検査局総務課統括検査官（第十四部門））同　嶋野　彦実
検査局審査課審査企画官を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局
統括検査官（第四部門））同　中澤　静悟
証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第一部門）を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局
統括検査官（第五部門））同　福地　伸昭
証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第四部門）を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局
総務課課長補佐）同　田口　良二
証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第五部門）を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局
主任証券調査官）同　松永　雅博
証券取引等監視委員会事務局統括特別調査官を命ずる（以上七月十六日）

財務省

（宮内庁長官官房主計課長）内閣府事務官　高木　隆
（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館公使）外務事務官　古澤　満宏
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる（各通）
（大臣官房付）財務事務官　神田　眞人
主計局給与共済課長を命ずる
（主計局総務課長兼主計局給与共済課長）同　太田　充
（外務省経済協力開発機構日本政府代表部参事官）外務事務官　白石　隆夫
財務事務官に任命する
主税局税制第一課主税企画官を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　日置　重人
関税局関税課経済連携室長を命ずる（同）同　向井　治紀
理財局次長を命ずる
（理財局長兼理財局次長事務取扱）同　川北　力
理財局次長事務取扱兼務を免ずる
（人事院事務総局給与局給与第二課長）人事院事務官　中井徳太郎
財務事務官に任命する
理財局計画官を命ずる
（外務省欧州連合日本政府代表部参事官）外務事務官　成田　耕二
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
人事院事務総局に出向させる
（理財局計画官）財務事務官　白川　俊介
金融庁に出向させる
（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　伊野　彰洋
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
金融庁に出向させる（以上七月二十一日）
（独立行政法人日本貿易振興機構コペンハーゲン事務所長）　片桐　聡
財務事務官に任命する
大臣官房企画官を命ずる（七月二十二日）

最高裁判所

簡易裁判所判事
松戸簡易裁判所判事に補する　中野　智明
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　新谷　晋司
司法研修所教官に充てる
高松家庭裁判所判事補兼高松地方裁判所判事補・高松簡易裁判所判事　森嶌　正彦
甲府地方裁判所判事補に補する
兼ねて甲府家庭裁判所判事補に補する
甲府簡易裁判所判事に補する　石井　宏治
小倉簡易裁判所判事
福岡簡易裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上七月二十一日）

○定年退官
簡易裁判所判事宮良允通は七月二十日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十三日エジプト国の国祭日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十一年七月二十四日
外務大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十一年八月二十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　中村　秀夫
生年月日　昭和三十二年九月二十八日
旅券申請上の住所　東京都港区芝二丁目二十二番八―一八〇一号
二、返納すべき旅券
旅券番号　TH九六五三二五三
発行年月日　平成二十一年七月九日
旅券名義人　中村　秀夫
三、返納すべき理由　当該旅券名義人は、平成二十一年七月十三日、東京地方裁判所から、法人税法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年七月十五日、法務省から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年7月24日
東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	7号	青森市大字新田字忍28番3から同市大字石江字三好63番1までの上下線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者花村純一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年7月24日
厚生労働大臣　舛添　要一

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成21年8月4日
4　推薦書及び添付書類提出先　長崎労働局労働基準部労災補償課